

中小企業省力化投資補助事業（カタログ補助金）製品登録申請について

（一社）日本建設機械工業会（以下、「当会」）は、中小企業省力化投資補助事業（カタログ補助金）における「カタログ注文型」について、証明書発行団体として下記製品カテゴリに該当する申請を受け付けます。

受付後、当会は設定された省力化基準に照らして審査を行い、審査結果を補助金事務局へ提出します。その後、補助金事務局が申請書類確認、外部有識者委員会の意見招請、中小企業庁及び業所管官庁等の協議等を行い、その結果認められた省力化製品について、当会が証明書を発行します。

1. 当会が審査する製品カテゴリ

- (1) マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル
- (2) チルトローテータ付ショベル
- (3) ICT 締固め管理機能付き道路機械

2. 証明書発行手続きの流れ

(1) 申請書類のダウンロード

事業の概要、製品及び製造事業者登録要領、同登録申請の手引きの3点をよくお読みいただきたい上、製品登録及び製造事業者登録に必要な資料を以下URLよりダウンロードしてください。

○製造事業者向けTop Page <https://shoryokuka.smr.j.go.jp/catalog/manufacturer/>

○資料のダウンロード元：

- ・製品審査申請書（MC/MG）[product_application_machine_guidance_shovel.xlsx](#)
- ・製品審査申請書（チルト）[product_application_tilt_shovel.xlsx](#)
- ・製品審査申請書（ICT 締固め管理機能付き道路機械）
[product_application_ict_shimekatame.xlsx](#)

【参考】

○カタログ補助金事業の概要：<https://shoryokuka.smr.j.go.jp/catalog/>

○省力化製品及び製造事業者登録要領：[product_manufacturer_guidelines_catalog.pdf](#)

○省力化製品・製造事業者登録申請の手引き：[product_manufacturer_manual_catalog.pdf](#)

(2) 製品登録申請

製品登録を希望する製造事業者は、ダウンロードした申請書類を作成し、必要添付書類を揃えメール添付にて下記建機工事務局宛にご申請ください。

○製品登録申請用メールアドレス：shoryokuka@cema.or.jp

※製品登録申請の際の注意事項

2. (1)でダウンロードいただいた申請書類内にある提出書類一覧の1.～10の内、必要な書類が揃っているか確認の上、申請してください。添付資料については下記の点にご留意ください。

- ・ 「当該製品の詳細がわかる資料」は、根拠となる製品カタログ（本体、周辺機器いずれも）を添付してください。
- ・ 「当該製品が、属する製品カテゴリにおいて設定されている省力化指標にしたがって省力化効果を算出し、その効果が設定されている基準値を上回ることが分かる資料（工業会用申請様式）及びその根拠となる資料」については、国土交通省省人化建設機械登録用シート[001851452.xlsx](#)を使用いただくと審査がスムーズです。
(なお、本事業の場合、省人化率は>0.2となりますので、ご注意ください。)
- ・ 「当該製品の納品実績を示す書類」については、納品実績報告書に記載する機械の実際の納品書PDFなどを添付してください。
- ・ 添付ファイル容量が10MB以上になる場合は、クラウドストレージ等のご利用をお願いいたします。

(3) 審査料及びお振込みについて

① 製品登録審査料

- ・申請1件あたりの製品登録審査料は以下の通りです。
- ・最終審査結果（カタログ掲載）によらず、登録申請時に以下の審査料が発生いたします。
 - 当会会員：16,500円（税込）
 - 非会員： 49,500円（税込）

② お振込の時期、振込先

○当会会員

毎月月末までの申請数を取りまとめ、翌月10日までにご請求書を送付します。

期日までにお振込みをお願いいたします。振込先は請求書に記載があります。

○非会員

申請前に以下口座へお振込みをお願いいたします。

製品登録申請書とあわせて振込明細の控え等をメールに添付してください。

【手数料振込先】(株) ゆうちょ銀行 ※振込手数料はご負担下さい

○ゆうちょ銀行から振り込む場合の記号・番号

10130—94061401

○他金融機関から振り込む場合の口座番号

ゆうちょ銀行 店名〇一八 店番018 普通 口座番号9406140

口座名義：シャ)ニホンケンセツキカイコウギョウカイ

(4) 証明書発行

補助金事務局の審査を経て承認された省力化製品について工業会証明書を発行いたします。

※PDFファイル形式にてメール送付

(5) その他

- ・審査の過程で資料等の追加提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。
- ・証明書発行には申請受付から相当程度の期間（1か月以上）を要する可能性があることをご了承ください。

3. 本制度に関するお問い合わせ・ご質問

(1) 制度全般について（中小企業省力化投資補助事業 コールセンター）

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/contact/>

(2) よくあるご質問

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/faq/>

(3) 建設機械関連の製品登録について

一般社団法人日本建設機械工業会 省力化窓口（調査部）

E-mail：shoryokuka@cema.or.jp

電話：03-5405-2288

（以上）